2026 文資文第 247 号
令 和 8 年 10 月 8 日

廃棄物管理責任者 殿

文京区資源環境部文京清掃事務所長
清家 忍
（公印省略）

令和8年度後期廃棄物管理責任者講習会の実施について

平素より文京区のごみの減量及びリサイクルにご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、事業用大規模建築物及び事業用中規模建築物の新任の廃棄物管理責任者及び講習会未受講者並びに前回の講習会受講から3年を経過した者を対象として、以下のとおり講習会を開催することとなりました。

なお、受講者の利便性向上及び更なるごみ減量・リサイクル施策の促進を図るため、**電子機器を用いた動画視聴による方法（e ラーニング）にて講習会を実施いたします。**

ご多忙のところ恐縮ではございますが、必ず期間内の受講をお願いします。

記

1 講義内容（約 50 分）
⑴ 講習会動画（約 45 分）
第1章 廃棄物の適正処理
第2章 区の施策への協力
⑵ 10 問の確認問題（約 5 分）

2 受講対象者
⑴ 令和8年 6 月以降に廃棄物管理責任者に選任された方
⑵ 令和8年10月以前に廃棄物管理責任者に選任され、文京区の廃棄物管理責任者講習会を受講していない方
⑶ 前回の講習会の受講から3年以上経過した方

3　受講方法

以下のURL又は二次元コードよりアクセスし、講習会動画をご視聴ください。

なお、e ラーニングの環境がない方は、以下の問合わせ先までご連絡ください。

【講習会動画】

➡https://youtu.be/stkb29dsGbg

《YouTube》

【確認問題】

➡ https://logoform.jp/form/6KSu/696978

《Logo フォーム》

4　受講期間

令和8年 10 月 15 日(木) 8:30　から　令和8年 11 月 30 日(金) 17:15　まで

受講期間内に動画を視聴し、確認問題に回答しない場合、未受講となります。

5　その他

本講習会の対象となる廃棄物管理責任者は、文京区に廃棄物管理責任者として届け出ている必要があります。受講対象者以外の方も講習会動画を視聴できますが、廃棄物管理責任者以外の方が確認問題に回答しても、修了証は交付できませんのであらかじめご了承ください。

また、**廃棄物管理責任者として選任(変更)届を提出していない場合は、終了証の交付はできません**ので、受講前に必ず提出してください。その外、ご質問がある場合には、お手数でございますが、下記問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。

【問合わせ及び送付先】
文京清掃事務所　作業係　国分
〒112-0004　文京区後楽 1-7-22
TEL:3813-6661　　FAX:3816-3981
E-mail:b552500@city.bunkyo.lg.jp